

契約解除通知書

契約年月日 平成〇〇年〇月〇日
 書面受領日 平成〇〇年〇月〇日
 商品名 〇〇〇〇〇〇
 契約金額 〇〇〇〇〇円
 販売会社名 〇〇〇〇株式会社
 担当者 〇〇〇氏

右記日付の契約は解除します。
 なお、速やかに支払い済みの〇〇〇〇円を返金し、
 商品を引き取ってください。


平成〇〇年〇月〇日
 〇〇市〇町〇丁目〇番地 氏名 〇〇〇〇

郵便はがき

0000-0000

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地

〇〇〇〇株式会社
代表者様



クーリング・オフを過ぎても、次のような場合は契約を取り消すことができます。

消費者契約法

- 不実告知:重要な項目について「事実と違うこと」を言った場合
- 断定的判断:将来について不確実なことを断定的に言った場合
- 不利益事実の不告知:重要な項目について、不利益になることを「故意に言わなかった」場合
- 不退去:帰ってほしいと言ったのに、帰らなかった場合
- 監視禁:帰りたと言ったのに、帰らせてもらえなかった場合

未成年者の契約取り消し

未成年者(既婚者を除く)が親の同意を得ないで結んだ契約は、取り消すことができます。ただし、次の場合は、取り消すことが出来ません。

- あらかじめお小遣いとして渡された範囲内での契約
- 親から任されている営業取引に関する契約
- 20歳以上と自ら偽って契約した場合。(事業者から指示された場合は取り消せます。)

**クーリング・オフ期間が過ぎても、
「おかしい、納得できない」と思ったら
早めに消費生活相談窓口にご相談しましょう。**

P8へ